

一部会員によるインターネット上の指摘について

公益社団法人 日本パワーリフティング協会会長声明

今般、Facebook 等インターネット上の SNS (Social Networking Service) において、当協会本部の運営に対する批判的記載が展開されており、協会外の第三者をも困惑させるなど当協会の名誉が著しく損なわれかねない事態に発展しておりますので、本書をもって、協会本部の認識及び見解を説明し、かかる批判的記載が、理由なく失当であることを説明します。

1 登録方法と登録選手の確認、更には登録料の徴収方法が問題化しているとの指摘について

選手登録の手続き等については、本来理事会決議事項ですが、平成 28 年 6 月 13 日開催の JPA 社員総会においても出席社員の意見を求めました。その際、かかる指摘事項については、指摘者を含めて、誰一人の反対もなく満場一致の賛成を得ています。また、選手登録手続きに関する規定についても理事会において議決決定しております。

選手登録を本部にて一元管理するに至った理由としては、先ずアンチ・ドーピングを強化することを目的に登録選手の住所情報等を本部にて把握する際、今まで各地方協会にて管理していた登録選手名簿について、一部の協会からは長年提出されていなかったこと、更には選手登録費においても本部に納付されていなかった事があり、それを是正することにあります。

更に当該 SNS 上に記載されている、個人選手登録費および団体選手登録費の値上げについて若干説明しておきます。

これらの値上げにつきましては指摘されているように個人若しくは一部の者が勝手に決めたものではなく、当然理事会の審議を経て昨年度の総会にて決議されたものであり、その主たる目的は、不幸にも当協会に於いて発生したドーピング事例に際し、ドーピング撲滅の為に、今後地方協会に於いてもアンチ・ドーピング活動を徹底し、更にボランティアで賄われる事が多い地方協会の財政の確保を主眼としたものであり、総会においては理事会が提案した値上げ料金よりもさらに値上げを提案した会員がおり、その提案を満場一致で可決したのが経緯です。

2 本年度白馬村にて開催予定の全日本パワーリフティング選手権大会の日程が総会ではなく理事会決議でなされているとの指摘について

同大会は、JPA の主催に基づくものであり、その場合、大会の日程や運営を決定する主体は、総会ではなく理事会です (JPA 定款第 17 条、第 28 条)。

よって、かかる指摘は理由がなく失当です。

なお、前期日程変更については、JPA のみならず長野県協会も納得しており、双方の合意による変更です。専務理事が独断で押し付けたとの指摘は明らかな間違いです。

3 2016 年ワールドクラシック大会の決算報告が遅れているとの指摘について

後 3 に指摘されるバス代の返金業務などが参加者の都合により遅れており、追加事項

が発生しているなどの事情から遅延していますが、追って、作成し理事会にて承認する見込みです。

4 2016年ワールドクラシック大会において、選手より臨時徴収したバス代金返還が現在までなされていないとの指摘について

これは、参加者の対応の遅延によるものです。すなわち、JPAは、2017年2月3日、「2016世界クラシックパワーリフティング選手権大会に参加された皆さまへ」と題し、かつ『ダラスよりキリンまでのバス代金の返金の件のお知らせ』と副題した書類（末尾添付）によって、参加者に対し、一人当たり金4,189円を返金するので、①お名前、②振込先、③念の為に住所とメールアドレスおよび携帯電話などを協会へ連絡するよう指示する連絡を行っており、要するに、未返還の参加者に対する返金が遅れているのは、同参加者が必要な回答してこないからに外なりません。

なお、一部会員は、Facebookにおいて、何故か、かかる事実を殊更に隠して、全て本部の落ち度のように記載していますが虚偽の指摘であり、事実は前述のとおりです。

5 2016年オランダにおける世界大会で全選手と役員に全日程参加を理事会にて義務付け、その際外務省からの指導があるとの理由がメールにて確認できているとの指摘について。

外務省が、国際大会などへの海外派遣等について安全な運営をJPAに期待するのは当然のことです。JPAは、かかる期待に応えるため、個々の国際大会ごとに、理事会において海外渡航選手団の安全確保を検討、協議して都度安全と思われる方法を選択し決定しています。したがって、すべての国際大会参加者に対して、一律に全員全日程の参加を義務付けているわけではなく、理事会は、主幹国及び渡航経路等の安全状況並びに国際ルール及びIPFの当協会への要望等々を考慮しながら、合理的な参加日程をケースバイケースで決めているのが実情です。

オランダにおける世界大会に際しては、JPAは、安全性とチームとしての団結性を勘案し参加者は同一行動をお願いしました。これはJPA理事会として「そうあるべき」と判断され承認しました。

また、仮に、専務理事による連絡が適切でなかったとしても、国際大会への渡航内容や日程、選手団の編成は、国際委員会の答申を踏まえて理事会の承認を持って決定される事項であり、専務理事個人が独断で決定する内容ではありませんから、専務理事個人の発言の有無及び内容を確認したところで何ら意味はありません。

6 同大会において、安全の為に全員の日程を拘束していたにもかかわらず数名の役員だけ先に帰らせたとの指摘について

会長と常務理事は、同大会時に執り行われた世界連盟の会議に出席するという別な目的のために渡航しており、選手団として渡航したわけではありません。このことは当初からの計画通りの日程であり、外務省にも申告し、日本選手団にも事前に通知されていることです。したがって、別行動は当然のことであって何も問題ありません。ボランティアで運営されている協会において、選手ではない会長及び理事は、国内でも業務が

山積しているのが現状であり、必ずしも選手団と行動を共にできないことはやむを得ないことと理解してください。

7 一部正会員による臨時総会請求について二度にわたり拒否したことが法令違反であるとの指摘について

JPA は、一部正会員からの臨時総会開催請求について、以下の対応をしました。

2月24日の請求については、定款14条2項に定める「社員総会の目的である事項」は社員が総会で議決権を行使できる事項を指すことが組織法上の常識であるところ、同請求は国際大会への選手派遣にかかる具体的な業務執行について議論をしたいということで、社員総会の決議事項には当たらず請求は無効であったため請求に応じない旨を回答しました。

次に、3月24日2度目の臨時総会開催要求については、総会決議事項にかかる具体的な議題の提案がありましたが、結論として、目前に迫った定期総会の前に臨時総会を開くことは不可能でしたので、6月18日に開催される定期総会の議題として取り上げるので、それまで待つように伝えました。その際、理由を以下のとおり伝えました。

第一に、JPAの具体的な業務執行にかかる事務手続きは、仕事量に比して極めて少数の理事によって担われており、現状、理事会そのものが極めて多忙な状況にあります。加えて、近時においても4月28日にパシフィックインヴィテーショナル大会がシドニーで開催されるほか、5月20日の世界ベンチ大会、5月28日の長野県白馬での全日本ジュニア&サブジュニア大会等の準備と開催が控えており、JPA本部は大型連休中でさえ選手と審判などの登録作業で追われ、また各地方協会で開催される大会でアンチ・ドーピングへの取り組みなど全国的に対応する必要があります。臨時総会の開催可能性についてJPA本部として検討はしたのですが、時間的余裕が全くない状況で臨時総会を開催することは現実問題として不可能です。

第二に、このタイミングで臨時総会を開く意味はありません。すぐ6月18日には定期総会が控えており今回貴君らが提示した議案については定期総会の議題に取り上げることができるからです。極めて近くに開催される定期総会で貴君らの要望する議題を取り上げるのですから時間的に極めて厳しい運営の中わざわざ臨時総会を開く意味はありません。

第三に、すでに指摘した通り、国際大会への渡航内容や日程、選手団の編成は、国際委員会の答申を踏まえて理事会の承認を持って決定される事項であり、専務理事個人の発言の有無及び内容を確認したところで何ら意味はありません。前述した状況において、しかも定期総会を目前にして、かかる議題のために臨時総会を開く必要も合理性もないと考えます。

確かに、定款第14条3項には、「会長は、前項の規定による請求（少数社員による招集請求）があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。」とありますが、法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第37条）では、総社員の議決権の十分の一以上の議決権を有する社員による社員総会の招集が請求されたのに遅滞なく招集の手続きが行われなかった場合の効果として、請求をした社員は、裁判所の許可

を得て、社員総会を招集することができる、と定められています。裁判所の判断によっては許可が出ない場合もあり得るのであって、請求拒否が直ちに違法となるという規定ではありません。

協会としては、必要かつ合理的な理由がある場合は、裁判所の判断によって開催されない場合があり得ることに鑑み、かつ、定期総会間近における本件請求については、前述のような繁忙かつ困難な時期においては、特に緊急の必要がない限り、臨時総会を開催せずに近々行われる定期総会において判断すれば不足はないと考えた次第です。

したがって、法令違反との認識はありません。

7 法令で公益社団法人には適切な事務処理能力と会計処理が求められているが、現在のJPAには不足しているとの指摘について

この点については、特に異論はありませんし、批判するのは簡単なことでしょう。

しかし、JPAは、無償で協力する役員らが最大限の労力を提供して運営しているのが実体です。そもそもボランティアで運営せざるをえない協会において、会員全員が寄り添い、その運営に協力しないと組織として成り立たないことは明らかです。賢明な会員には御理解いただけるものと思います。批判して足を引っ張るだけでは協会は成り立ちません。

8 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントにかかる次の「」内の指摘について

「多くのパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの報告があります。証明には刑事的提訴が必要ですが、もし提訴が行われた場合本部への強制捜査の可能性が強くなります。日体協の本部への、所謂ガサ入れが行われるなら、マスコミは飛びついて報道するでしょう。この異常事態は何としても避けねばなりません。」

JPA本部に対して、指摘されるようなパワハラ、セクハラについて、正式な苦情の申し出は現在までに一件もありません。現状は、一部の会員がSNSにおいて、具体的な事実や根拠を示すことなく、あやふやな事柄あるいはその可能性を公表して、特定の理事の名誉を毀損し、あるいは脅迫行為に及んでいるのが実体です。当該理事が、自らの被害を全て警察に相談しているところですので、指摘のような心配は全く無用です。

9 本年6月にベラルーシで行われる世界クラシックパワーの際の渡航費が高いのは専務理事の専横だとの指摘について

ある会員が、Facebook上で、JTB担当者の説明として「あまりに注文を頂いた時期が遅すぎます。これでは安価な航空券の手配は困難でした。半年前とかの予約ならかなり努力が出来ますし、その間大会日程などの変更があっても、私共大手の旅行会社は3月前までの変更はキャンセル料かかからない契約を航空会社としております。ご注文が早いほど良い条件を提示出来ます。」との事でした、などと記していますが、かかる記載内容は事実と反します。詳細は、下記に添付したJTBのJPAに対する回答書の通りです。

なお、JTBによれば、ある会員は、2017年5月10日、JTB担当者が別件の予定があることを理由に来社を断ったにも関わらず、強引にJTBを訪問し、また、写真撮影の許可及びSNSへの投稿許可を一切得ないまま、JTB担当者の肖像権を無視して強引に撮影し、

SNS 上に JTB 担当社の実名を晒したうえ、事実をねじ曲げて Facebook に投稿したとのことです。

このように JPA の社会的信用が毀損されたことは極めて遺憾です。

前8に関連して、「HIS に見積もりを出させたら JTB が 28 万円だというのが 13 万円だった」との指摘について

一部会員の SNS で投稿されている見積もりは日本選手団として国際大会に参加する事を想定したものでなく、単に安い料金だけを求めた個人旅行の見積もりであると HIS から指摘がありました。

JPA として国際大会の派遣については「安心・安全」を第一と考え利便性なども考慮し日程・渡航費などを適正に決定しています。

10 前8に関連して、ある会員は、2017 年 5 月 14 日、Facebook 上に、「選手の皆さんは自分で手配を頼んだほうが良い。大会の合間に旅行など楽しんで何が悪いか」との投稿をしていますが、JPA の規律を軽んじ、かつ JPA の国際大会における規程からも逸脱する行為を勧めており、協会の運営を妨害する発言に外ならず極めて遺憾です。

たとえ料金としては安い航空券が存在しても、他方で、航空会社の信用性、乗換えの不便さなどのリスクがあります。現に安いと指摘されているロシア航空の商品では乗換えだけのためにロシアの滞在ビザが必要となるなどの不便さがあります。

ある会員は、料金のみに着目して批判するようですが、具体的な料金には合理的な理由があり、日本体育協会及び JOC の一員である JPA として、参加者の安全を第一とし、国際組織に対する国内組織としての必要な対応等をも勘案せざるをえないことから、旅券の拘束をせざるを得ない場合があるのです。かかる事情を御理解いただきたい。

JPA は、料金のみならず、かかる諸般の事情を旅行会社とも相談した上、理事会において総合的に判断し、最終的に利用航空券を決定しています。その際、迅速に手配を進めるために、JTB 及び HIS には、前もって担当する大会を指定し要綱が出た時点で直ちに履行するよう協力を得ていますが、談合のリスクを避けるために、必要に応じて、第三社を含めた相見積もりを取る了承を得たうえで進めています。

当該手配に関しては JTB と HIS が行う協賛の条件や業務の内容などの説明を踏まえて、2 月開催の理事会で正式に承認されています。

以上

平成 29 年 5 月 17 日

公益社団法人 日本パワーリフティング協会
会長 宮本英尚